

NIPT等の出生前検査に関する専門委員会の設置について（案）

1. 設置の趣旨

非侵襲性出生前遺伝学的検査（NIPT（Non Invasive Prenatal genetic Testing））等の出生前検査の在り方等については、これまで、厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会の下に設置された「NIPT等の出生前検査に関する専門委員会」において検討されてきたが、今般、同委員会に係る事務の所掌が厚生労働省からこども家庭庁に移管されたことに伴い、同委員会は廃止されたところ。

引き続き、NIPTを始めとする出生前検査の実施状況を把握するとともに、下記事項に関する検討等を行うため、こども家庭審議会科学技術部会の下に委員会を設置するもの。

2. 検討事項等

- ・ 出生前検査の適切な在り方や実施体制等について
- ・ 妊婦への情報提供の在り方や遺伝カウンセリング等の相談支援体制について
- ・ 胎児期からの切れ目ない小児医療や福祉施策との連携について
- ・ その他出生前検査等に関わる課題について

3. 構成

- ・ 医療関係者（産婦人科、小児科等）、法学・生命倫理の専門家、障害者福祉分野の専門家、その他の有識者、計20名程度で構成する。
- ・ 委員及び座長は、こども家庭庁こども家庭審議会科学技術部会運営細則第2条及び第3条に基づき、科学技術部会長が指名する。
- ・ 委員会は、座長が必要であると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。

4. その他

- ・ 委員会の庶務は、こども家庭庁成育局母子保健課において行う。
- ・ この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が成育局長と協議の上、これを定めるものとする。